

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスは、株主を重視した経営を実現していくうえで重要な課題の一つと考えています。その体制につきましては、従来の取締役会制度および監査制度の機能を十分に発揮させることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を目指していく所存です。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社東芝	14,572,000	20.00
斎藤 輝久	3,320,796	4.55
日本証券金融株式会社	1,955,000	2.68
斎藤 友彦	1,216,676	1.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	882,000	1.21
池上通信機取引先持株会	783,719	1.07
三菱UFJ信託銀行株式会社	654,775	0.89
株式会社プロジェクトケイニジュウイチ	646,000	0.88
小寺 郁子	610,174	0.83
富士フイルム株式会社	599,647	0.82

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人である監査法人保森会計事務所とは、会計監査に関連して定期的に会合を開催するほか、内部統制システムの具体化、IT監査の共通基盤についての認識の共有化を進めるなど、連携強化を図っています。
また、代表取締役社長直轄の社内監査部門である内部監査室は、監査役の業務監査の支援および内部統制の整備・運用状況を日常的に監視し、問題点の指摘・是正勧告を行っています。前事業年度に13回開催された監査役会のうち12回に出席し、内部監査の視点から報告ならびに意見陳述を行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
大越 弘孝	他の会社の出身者									
永島 建二	他の会社の出身者									
金子 和也	他の会社の出身者		○	○	○					

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
			<招聘理由>

大越 弘孝		税理士	税理士資格を有し、財務および会計分野の専門的知識を有しており、当社の監査に反映して頂くため、当該監査役に選任しています。
永島 建二	○	他社監査役経験者	<p><招聘理由> 他社での財務・会計に関する業務経験および監査役としての経験を有しており、当社の監査に反映して頂くため、当該監査役に選任しています。</p> <p><独立役員指定理由> 社外監査役永島健二は、当社との取引関係もなく、一般株主と利益相反が生じる属性等は有していません。</p>
金子 和也		株式会社東芝社会インフラシステム社経理部長	<p><招聘理由> 他社での財務・会計に関わる業務経験を有し、また他社の監査役に就任されており、その知見を当社の監査に反映して頂くため、当該監査役に選任しています。</p>

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は株主をはじめとするステークホルダーへの還元策を実施することが最優先の命題であり、取締役にインセンティブを付与する段階には至っていないと判断しています。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当該事業年度の当社の取締役および監査役に対する役員報酬の総額および、監査法人に対する監査報酬を有価証券報告書で開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬の決定に際しては、当社の業績や各役員の貢献度等を勘案し、取締役会で決議されています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役を補佐する担当セクションは、特段、設けておりませんが、必要に応じてサポートを適当な部門に指示する旨、全取締役・全監査役の意思は共有化されています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- 当社コーポレート・ガバナンス体制の概要
 - 当社は監査役会設置会社として、6名の取締役、5名の監査役(うち3名は社外監査役)で構成されています。
 - 取締役会は、迅速かつ的確な経営判断ができるように、取締役6名という少人数で構成されており、毎月1回の定期開催のほか必要に応じて臨時に開催し、法令・定款および当社の決裁基準に定める重要事項につき、全監査役出席のもとで意思決定を行なっています。
 - 機動的かつ適正な事業執行の審議・意思決定を行なうため、経営会議を月1回定期的に開催しています。
 - 監査役による監査役監査、内部監査室による内部監査が行なわれています。経営の監視については、社外監査役3名を含む合計5名の監査役による監査が有効に機能しており、特に常勤監査役においては社内の監査を定期的に行なうとともに、取締役会、経営会議に全て出席し、適

宜、妥当性・適法性の観点から意見の表明を行なっています。また、代表取締役社長直轄の内部監査部門である内部監査室が、業務監査の一環として、内部統制環境の整備・運用状況を日常的に監視し、問題点等の指摘・是正勧告を行なっています。

(5) 会計監査は、監査法人保森会計事務所と監査契約を締結しており、通常の会計監査を受けているほか、会計処理に関する助言・指導を適宜受けています。平成23年度決算に関し、当社の会計監査を行なった代表社員、業務執行社員である公認会計士は、渡部逸雄、大東幸司の2氏で、独立の立場から会計に関する表明を行なっています。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名です。

2. 現状の体制を採用している理由

「現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由」をご参照願います。

3. 監査役機能強化に係る取り組み状況

【監査役関係】「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」、「社外取締役(社外監査役)のサポート体制」等をご参照願います。

4. その他業務執行・監督機能強化に係る取り組み

日常の業務執行状況の確認はもとより、事業運営の課題解決に加え、構造改革推進による利益体質への転換と成長戦略の確実なる推進等を目指し、経営執行会議を設置しています。出席者は全取締役、各本部長、各事業所長、各統括部長等で構成されています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現在、当社では経営の健全性・透明性の維持・向上のため、社外監査役3名を含む合計5名の監査役による監査を行うことで、経営の監督機能は十分機能していると考えています。また取締役会は、迅速かつ的確な経営判断ができるよう、当社事業に精通した6名の取締役により取締役会が構成され、経営効率の維持・向上を図っています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況
実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社の情報開示に関する基本方針を定めたディスクロージャーポリシーを作成し、ホームページ上で掲載しています。	
IR資料のホームページ掲載	投資家向け情報のページとして、四半期業績概況を含む決算短信、有価証券報告書、株主情報等を掲載しています。また、TDnetで開示した情報は全て遅滞なく掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	社長室が担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明	
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001の取得など、全社的にEMS活動を展開し、環境保全活動を行っています。	
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャールールを制定し、ステークホルダーに対する情報提供の基本方針を社内で共有しています。	

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の有効性および効率性、財務報告の信頼性、事業活動に係る法令等の順守ならびに資産の保全という観点から内部統制システムの充実に努めています。当社は、以下に記載する取締役会決議内容に基づき、内部統制を具体的に整備するとともに、当社子会社に対しても当社の体制に準じて内部統制システムの整備を行うこととしています。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の経営理念、価値観、ビジョン、行動規範を明確にし、徹底を図る。
- (2) コンプライアンス規程を整備し、取締役および使用人が法令・定款および当社の経営理念を順守するためのコンプライアンス体制を構築する。
- (3) コンプライアンス、リスク内部統制担当取締役を長とするRC委員会において、会社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、その徹底を図るための具体的な計画を策定し実行する。
- (4) コンプライアンスに関するリスクの未然防止と早期解決を図るため、内部通報制度を構築する。
- (5) 金融商品取引法に定める財務報告に係る内部統制報告制度に適切に対応するため、代表取締役社長を最高責任者とする「金商法内部統制プロジェクト」を設置し、当社および当社連結グループ各社の財務報告に係る内部統制を構築する。
- (6) コンプライアンス・ルールにおいて、反社会的勢力との一切の関係遮断を定め、これを周知する。反社会的勢力による不当要求に毅然とした態度で臨み、社内外の関係者と連携を取り、組織的に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 情報管理規程および情報保管規程に準じ、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- (2) 上記の文書等の保管の期間は、法令の別段の定めのない限り、情報保管規程に定めるところによる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスクマネジメント方針を定めリスク管理を体系的に規定するリスクマネジメント規程を定める。コンプライアンス、リスク内部統制担当取締役は、リスクマネジメント規程に基づき全社のリスクを統合的に管理し、企業リスク管理、事業リスク管理、部門リスク管理を重層的に行う。
- (2) コンプライアンス、リスク内部統制担当取締役を長とするRC委員会において、当社およびその子会社における統合的なリスクマネジメントを実施する。委員会の活動の概要は、定期的に取締役および監査役に報告する。
- (3) 不測の事態が生じた場合は代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (2) 取締役会の前週に取締役ならびに業務執行責任者が出席する経営会議を開催し、業務執行における意思決定を行う。加えて、同会議は、取締役会における意思決定の円滑化とプロセスの妥当性を確保する場と位置付け、取締役会決議に至る必要な審議を行う。
- (3) 代表取締役は、各取締役の職務に応じた責任・権限を明確にすると共に、各取締役間の意思疎通を促進する。各取締役は、職務執行の状況について3ヶ月に一度以上取締役会に報告する。
- (4) 取締役および重要な使用人に至る決裁権限基準を定義した稟議規程に基づいて、取締役の職務の執行を適正かつ効率的に行う。

5. 当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社およびその子会社から成る企業集団の経営管理を担当する取締役の責任と権限を明文化し、関係者に徹底する。
- (2) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため、グループ会社経営統括取締役はグループ会社管理規程等に基づいて、子会社経営の管理・監督を行うものとする。
- (3) 取締役は、当社およびその子会社において法令違反その他コンプライアンスおよびリスク管理に関する重要な事項を発見した場合には、遅滞なく取締役会ならびに監査役に報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、取締役会は監査役と協議のうえ必要に応じて使用人から監査役補助者を指名する。
- (2) 上記の補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分等人事権に係る事項の決定には、監査役会の承認を得なければならないものとする。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社およびその子会社は、監査役に対して取締役会、経営会議その他業務執行状況の報告が行われる重要な会議への出席の機会を提供する。
- (2) 当社およびその子会社の取締役、重要な使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役会に報告する。
- (3) 当社およびその子会社の取締役は、定期的に職務執行状況を監査役に報告する。

8. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
- (2) 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、RC委員会、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。
- (3) 監査役は内部監査部門と緊密な連携を保つとともに必要に応じて内部監査部門に調査を求める。
- (4) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを利用できる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「業務の適正を確保するための体制」の中に基本方針を定め、有価証券報告書等に記載しています。具体的な内容については【内部統制システム等に関する事項】「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」をご参照下さい。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成19年5月18日開催の取締役会決議により、濫用的な買収者から当社企業価値を維持することを目的として大規模買付ルール(買収防衛策)を導入し、改めて同年6月28日開催の株主総会におきまして当該買収防衛策の導入につきまして株主のみなさまにお諮りし、賛同を得ました。

その後は2年ごとの定時株主総会での決議を経て、現在も継続しています。

以下、当該大規模買付ルール(買収防衛策)の概要です。

1. 大規模買付ルールの導入とその目的

当社取締役会は、特に中長期的な観点から、当社の企業価値および株主共同の利益を維持・向上させていく所存ですが、これと共に、特に大規模買付者のみが他の株主様の損害の上で利益を得る懸念がある大規模買付行為、大規模買付後の経営の提案が適切でないと判断される大規模買付行為、株主様が情報のないまま誤信して当該提案に応じてしまう懸念がある大規模買付行為等に対しては、当該大規模買付行為に関する一定の情報収集と情報開示を行い、当社としての見解を表明した上で、各株主様の判断に付託することが当社の取締役会の務めであると考えています。

また、当該買付行為が株主様に十分な検討機会も与えられないまま企業価値を毀損する行為が行われる等、不測の事態が生じた場合またはその懸念が確たる場合は、当社の企業価値または株主共同の利益を低下させる買収を防ぐことも、株主の皆様から経営を委任された当社取締役会の責務であり、また権限でもあると考えています。

以上のような見解に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為が上記の見解を具体化した一定のルールに従って行われることが、当社および当社株主の皆様全体の利益に合致すると考え、大規模買付ルールを設定し、当社の企業価値または株主共同の利益を低下させる買収に該当すると判断した場合には、対抗措置を発動することとしました。

2. 大規模買付ルールの内容

当社の発行する株券等を買付けける者のうち、大規模買付ルールの対象となる者(大規模買付者)は、「当該買付者を含む株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする買付行為を行う者」、または「当該買付の結果、同グループの議決権割合が20%以上となる買付行為を行う者」と定め、大規模買付者による意向表明書、大規模買付行為の目的・内容等一定の情報を提供して頂きます。

当社取締役会は、必要情報の分析・検討を行い、当社取締役会としての意見を取りまとめ公表します。当社取締役会は、必要情報を分析・検討した結果、大規模買付者の提案が企業価値または株主共同の利益を著しく低下させるか否か判断が困難な場合には、具体的な対抗措置を決定した上で、直ちにその旨を公表し、速やかに株主意思の確認のための株主総会を招集して、対抗措置の発動の要否に関する議案を付議します。なお、取締役会の上記判断においては、特別委員会の勧告を最大限尊重して決議を行います。

3. 大規模買付行為への対応方針

(1)大規模買付者が大規模買付ルールを順守されなかった場合には、当社取締役会は当社株主の皆様全体の利益の保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が定める手段を行使し、大規模買付行為に対抗する場合があります。

(2)大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合、たとえ当社取締役会が当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案に対する反対意見の表明、代替案の提示、当社株主様への説得を行う可能性はあるものの、原則として対抗措置はとりません。

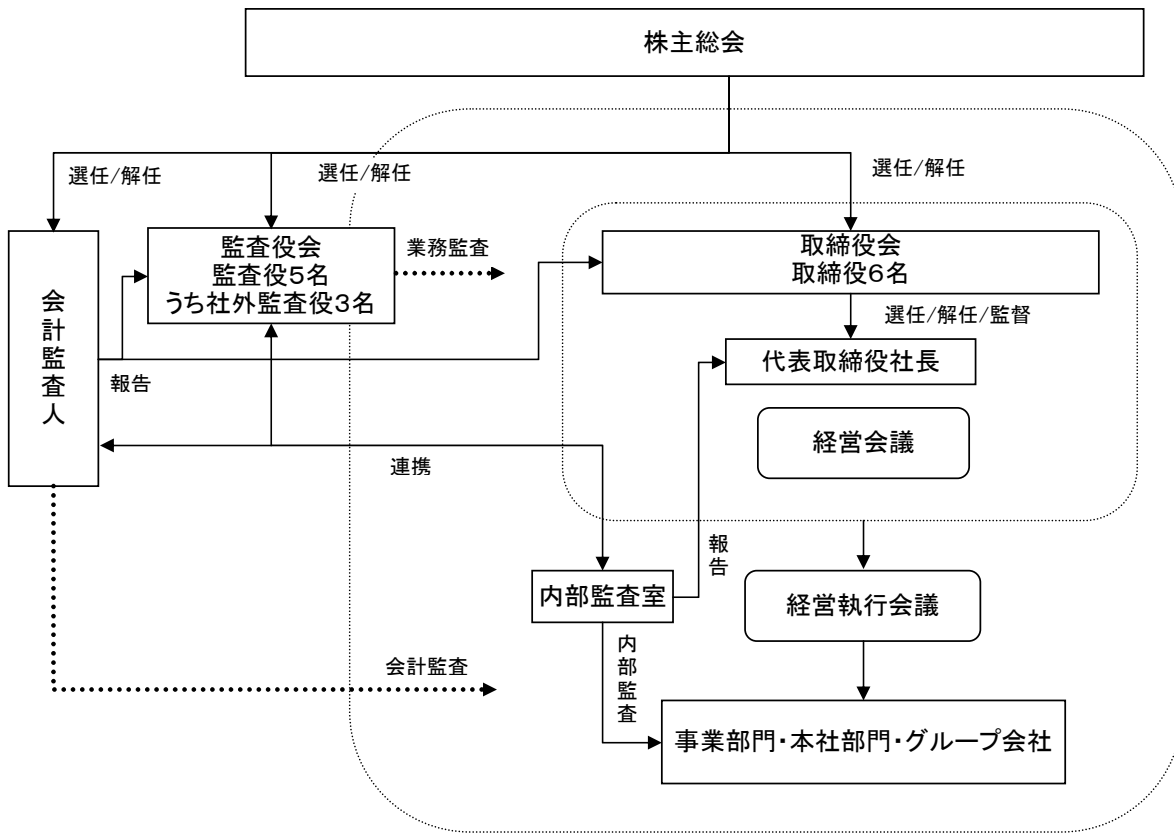
なお、ルールが順守されている場合であっても、真に当社の経営に参加する意思が無いにも関わらず、ただ株価をつり上げて高値で当社または当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合など、当社の企業価値あるいは当社株主の皆様全体の利益を著しく損なう目的であると当社取締役会が判断した場合は、対抗措置を発動することがあります。

4. 本対応方針の有効期限

大規模買付ルールの有効期間は2年であり、定時株主総会において株主の皆様のご信任を得ることとしています。また、大規模買付ルールの内容を取締役会が変更した場合は、その決議した日の直近の定時株主総会にて、株主の皆様のご信任を得ることとしています。

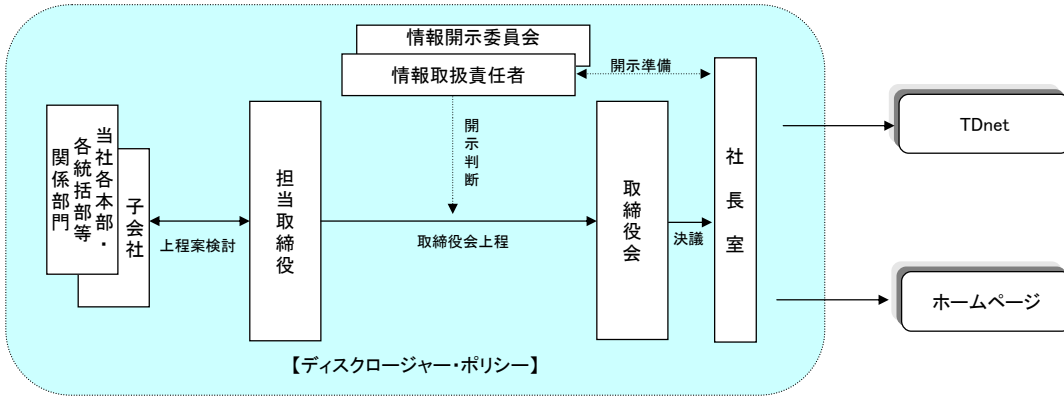
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

Ikegami コーポレートガバナンス 概要



Ikegami 適時開示 概要

決定事実



発生事実

